

鑑定が必要な美術品の評価と連携の実務 ——遺産分割で贋作・評価差に直面したとき

弁護士

根本達矢 Tatsuya Nemoto

I はじめに——なぜ美術品は「合意で決められない」のか

1 公立美術館ですら見抜けなかった

2025年、2つの公立美術館が、長年所蔵してきた洋画を相次いで贋作と判断した。高知県立美術館は、カンペドンクの作とされてきた油彩画「少女と白鳥」（1996年に名古屋市画廊から購入）を2025年3月に贋作と判断し、購入先との返金交渉を続けている（2025年11月時点）。徳島県立近代美術館は、メッツァンジェの作とされてきた油彩画「自転車乗り」（1999年に6,720万円で購入）を2025年3月に贋作と判断した。いずれも、贋作者による作品の疑いがあるとしてドイツの捜査当局が作成したリストに掲載されていたものである（高知県立美術館・2025年6月報告ほか）。専門の学芸員を擁し、取得時に調査を尽くしたはずの公立美術館ですら、四半世紀近く見抜けなかったのである。であるなら、来歴の確かでない絵画や骨とう品が遺産の中から現れたとき、相続人とその代理人は、何を頼りに評価すればよいのか。本稿は、この問いから出発する。

2 原則と、その破綻の三類型

遺産中の動産の評価は、相続人全員の合意によるのが原則である。全員が納得するなら、評価額をいくらと定めても分割協議は有効に成立

する。しかし美術品では、この原則が破綻しやすい。第一に、価格観の隔たりである。「父は高価なものだと言っていた」という記憶と査定の実感が衝突する。第二に、現物取得希望の競合である。取得希望者は低い評価を、他の相続人は高い評価を主張する誘因を持つ。第三に、真贋不明である。真贋が定まらなければ、評価の入口にも立てない。しかも三類型は独立に生じるとは限らない。真贋の疑いは価格観の隔たりを増幅し、取得希望の競合は互いの疑心を深める。美術品の難しさは、これらが重なって現れることにある。

3 本稿の射程

本稿は、絵画・書・骨とう品・工芸品を中心に扱い、宝飾品・時計等には必要な限度で触れる。主題は評価それ自体の技術ではない。誰に何をどう依頼し、その結果を相続人間の合意形成にどう生かすかという、評価が争点になる前の段取りである。以下、評価の法的枠組み（Ⅱ）、「鑑定」の構造（Ⅲ）、連携先と依頼の実務（Ⅳ）、合意形成の技法（Ⅴ）、落とし穴（Ⅵ）の順に述べる。

Ⅱ 遺産分割における動産評価の枠組み

1 評価基準時の二重構造

美術品の評価に入る前提として、評価基準時